

遠隔手話通訳サービスを開始します

感染予防などのため、手話通訳者が同行できない場合に、スマートフォンなどを使って、手話通訳を受けられるサービスです。

◎遠隔手話通訳サービスの利用の流れ◎

新型コロナウイルス感染の疑いで、医療機関や検査機関を受診する場合などに利用できます。

申請方法は、通常の意味疎通支援事業と同じです。「遠隔」と書き加えた上で申請ください。

■ 遠隔手話通訳が必要になったら

- ① 通常の意味疎通支援事業の依頼方法と同じです。申請書に、はっきりと「遠隔」と書いてください。
- ② 障がい福祉課からビデオ通話への「招待メール」が届きます。

■ 当日にすること

- ① 招待メールが届いたスマートフォン等をもって、医療機関等に行きます。
- ② メールにある「ミーティングに参加する」ボタンをタップして、通訳者のタブレットと接続します。
- ③ スマートフォン等の映像を確認します。
- ④ 受診時に、音声の確認をし、遠隔で手話通訳を利用します。

遠隔手話通訳サービスに必要なもの

- ① インターネットにつながるスマートフォン等
- ② 「Webex Meetings」または「zoom」のアプリをインストールしてください。

当日までに準備してほしいこと

- ① しっかり充電をしてください。(モバイルバッテリーがあると安心です。)
- ② スマートフォン等を立てておく「台」があると便利です。

お問合せ窓口

松阪市障がい福祉課企画・管理係
FAX 0598-26-9113
メール shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

